

# 香川大学総合情報基盤センター運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川大学総合情報基盤センター規則第11条第2項の規定に基づき、香川大学総合情報基盤センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 運営委員会は、総合情報基盤センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標・中期計画に関する事項
- (2) 重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (4) 教員の選考に関すること。
- (5) 教育研究活動等の状況について自ら行う評価に関すること。
- (6) その他センター長が管理運営及び教育研究に関して必要とする事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの部門長
- (3) 各学内共同教育研究施設（センターを除く。）から選出された教員各1人
- (4) 各学部から選出された教員各1人
- (5) 地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科から選出された教員各1人
- (6) 保健管理センターから選出された教員

1人

(7) 医学部附属病院から選出された教員1人

(8) 総務・企画部長

(9) 学術部長

(10) 教育・学生支援部長

2 前項第3号から第7号までの委員は、学長が任命する。

3 第1項第3号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第3号から第7号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴取することができる。

(専門委員会)

第7条 運営委員会に、専門の事項を調査検

討するため、専門委員会を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 センター教員の選考については、第2条

第4号の規定にかかわらず、香川大学・香川医科大学統合協議会（平成15年4月22日）の合意に基づき行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成17年8月10日から施行し、平成17年6月16日から適用する。

2 この規則の施行後最初に任命されるアドミッションセンターから選出された教員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成18年3月31日までとする。